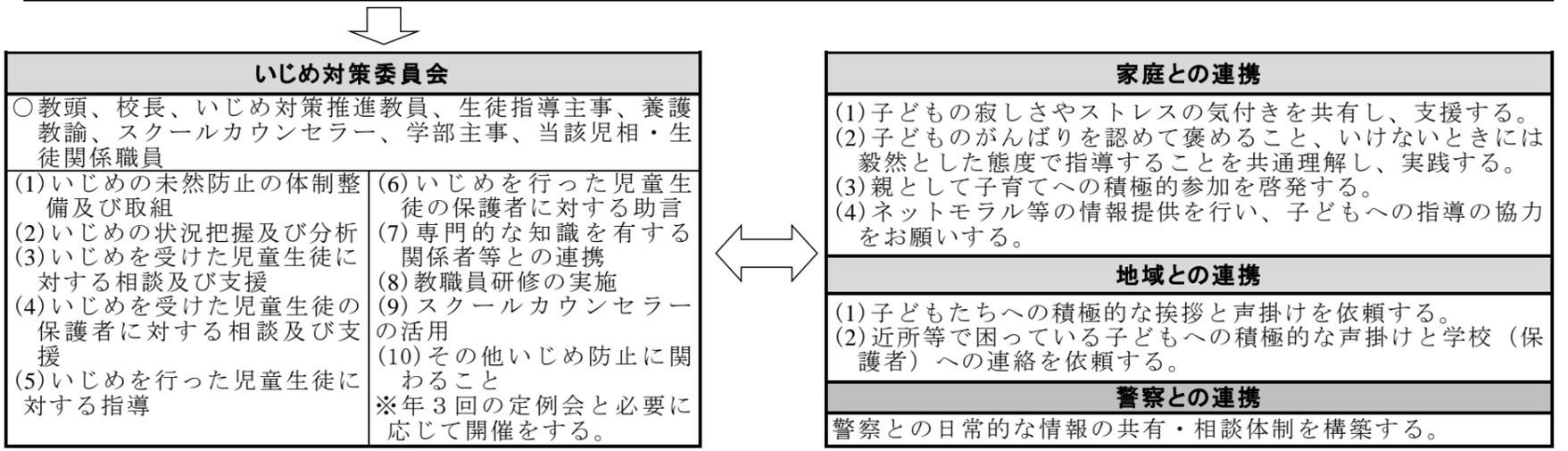


10 いじめ防止基本方針

いじめの定義
<p>(1) いじめの定義 いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。</p> <p>(2) いじめ類似行為の定義 「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。 【新潟県いじめ防止基本方針より抜粋】</p>

いじめ防止に向けた基本方針
<p>(1) 教育活動全体を通じて、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。</p> <p>(2) できるだけ、児童生徒が主体となっていじめのない学校を目指すことができるように指導、支援する。</p> <p>(3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。</p> <p>(4) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けた児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。</p> <p>(5) 相談窓口を周知するとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全校体制で一人ひとりの状況の把握に努める。</p>



いじめの防止	いじめの早期発見	いじめの対応
<p>人権尊重の精神に基づく教育活動の展開とともに、児童生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。</p> <p>(1) 児童生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。</p> <p>(2) 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。</p> <p>(3) 学校生活での悩みの解消を図るために、担任を中心に児童生徒の話聞く機会を設定する。</p> <p>(4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。</p> <p>(5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。</p>	<p>学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。</p> <p>(1) 児童生徒の声に耳を傾ける。（アンケート調査、個別面談等）</p> <p>(2) 児童生徒の行動を注視する。（日常生活・休憩時間等）</p> <p>(3) 保護者と情報を共有する。（連絡帳・学年だより・引継ぎ・個別面談・家庭訪問・保護者会等）</p>	<p>詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係者が納得する解消を目指す。</p> <p>(1) いじめを受けた児童生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。</p> <p>(2) いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。</p> <p>(3) 校長は事実に基づき、児童生徒や保護者に説明責任を果たす。</p> <p>(4) いじめを行った児童生徒には、行為について指導をする。</p> <p>(5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。</p> <p>(6) いじめの解消は、いじめが認知されなくなり、3ヶ月の見守り期間を経過した後、本人・保護者に確認し、いじめ対策委員会で判断する。</p> <p>(7) いじめが解消した後、保護者と継続的な連絡を行う。</p>
<p>※教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。 ※行政等の関係機関と情報交換を行い、恒常的な連携を深める。</p>		

教育委員会や専門機関の活用・連携	保護者への連絡と支援・助言	懲戒権の適切な行使	取組の評価・検証
<p>(1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談するこれは、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。</p> <p>(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。</p>	<p>いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。</p> <p>また、事実確認より判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。</p>	<p>教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加える。</p> <p>ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。</p>	<p>児童生徒の学校生活（いじめ防止の対応を含む）や職員の取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会や保護者等に報告する。</p>